

平成28年度土産品開発支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県産農産物等を使用した「山形ならではの」の人気の高い土産品の県内製造及び販売割合を高め、地域内経済の増幅・循環を図るため、事業実施主体が行う土産品の商品開発等に必要な経費を、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業実施主体及び対象事業)

第2条 事業実施主体及び対象事業は、別表の「事業実施主体及び対象事業」の欄に掲げるとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表の各欄に掲げるとおりとする。なお、補助対象経費は交付決定日以降に要する経費とする。

(事業計画の承認)

第4条 知事は、別に定める公募要領に基づく事業計画の申請があった場合は、必要に応じて計画審査会を開催の上、審査結果を踏まえ当該事業計画を承認するものとする。

2 計画審査会に関する事項は、知事が別に定める。

(交付申請)

第5条 規則第5条の規定による交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記様式第1号）

(2) 収支予算書（別記様式第2号）

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の中止若しくは廃止（別記様式第3号）

(2) 事業実施主体の変更

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は平成29年3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 事業実施に伴う証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し
- (4) 事業内容、成果（開発商品等）がわかる資料、パンフレット、写真等

2 前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書きに該当した各事業実施主体について補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする時は、概算払請求書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(経過報告)

第9条 事業実施主体は、補助事業が完了し、本事業で開発された商品の販売が開始された場合には、その状況を県に報告するものとする。ただし、実績報告時に販売が開始されている場合は、実績報告時に状況を報告するものとする。

(帳簿等の保存)

第10条 規則第21条に定める帳簿及び証拠書類の保管期間は、事業完了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

この要綱は、平成28年 4月26日から施行する。

別表

事業実施主体及び対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>1 事業実施主体 事業実施主体は、県内に住所又は本拠地を持つ菓子製造業者又は食品製造業者とし、農林漁業者、加工業者、卸業者、販売業者、試験・研究機関、教育機関、支援機関等、他業種の個人又は団体と連携した体制がとれるものとする。</p> <p>2 対象事業 以下に掲げる土産菓子又は土産食品（菓子以外の加工品）の開発又は改良を実施することとする。</p> <p>①原材料に県産農産物等を使用すること。</p> <p>②商品の最終製造は県内で行うものであること。</p> <p>③県内の観光地等で広く販売できる土産品を開発すること。</p> <p>④今年度中に開発する商品の試作品を完成させること。</p> <p>⑤土産菓子開発については、商品完成後、知事が別に指示する土産菓子を対象としたコンテスト等に出展すること。</p>	<p>補助対象経費は、以下に掲げるものとする。</p> <p>1 会議等開催費 講師謝金、講師旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>2 調査検討費 市場調査費（委託可）、通信運搬費、消耗品費、研修受講費</p> <p>3 新商品開発費 技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージ等デザイン費、成分分析等検査費、製造機器等レンタル・リース料</p> <p>4 既存商品改良費 上記3の経費に加え、パッケージの改良費</p> <p>5 その他、知事が必要と認めたもの</p>	<p>補助対象経の10分の10以内又は50万円のいずれか低い額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）</p>

別記様式第1号

土産品開発支援事業 事業計画（実績）書

1. 事業の内容 [該当を○で囲む] ①土産菓子開発 ②土産食品（菓子以外の加工品）開発
 2. 事業実施主体の概要

事業実施主体名：	代表者名：
住所又は主たる活動拠点の所在地・連絡先	住所：
	連絡先（電話番号等）：

3. 連携体制

連携する構成員（氏名・企業名・機関名等）	構成員の役割

4. 開発する土産品の具体的な内容（商品のセールスポイント・山形ならではの点など含めて）

5. 県産農産物等の利用計画（利用する農作物・仕入れ先・使用量・農業への波及効果など）

6. 取組みの目標（販売場所・販売数量・単価・購入ターゲット・販売戦略、地域への波及効果など）

7. 事業費内訳

区分	内容	事業費	備考
会議等開催費			
調査検討費			
新商品開発費			
既存商品改良費			
合計			

8. 事業完了（試作品の完成）

平成 年 月 日 完了 [予定]

別記様式第 1 号

9. 事業の取組み実績（事業実績書において記載する）

- ・ 本事業で土産品開発に取り組んだ経緯や内容
（誰といつ、何を実施したかを具体的に記載）
- ・ 本事業に取り組んだ成果
（開発された商品の特徴）
（山形ならではの土産品としての販売方針）
など
※別途パンフレット、写真等を添付する。

（注 1）記入欄が不足する場合は、適時行を増やすこと。また、複数ページにわたる記載も可とする。

（注 2）事業費内容欄には交付要綱別表に記載の「補助対象経費」区分毎に記載すること。

（注 3）事業実績書は、取組み結果に応じて事業計画書を更新すること。

（注 4）事業の取組み実績は、事業実績書において記載すること。

別記様式第2号

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
県補助金				
自己負担金				
その他				
合 計				

2 支出の部

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
合 計				

- (注) 1 収入と支出の金額が一致するように作成すること。
 2 必要に応じて、行を追加すること。
 3 収支予算書には、「精算額」「増減」の欄は空欄とすること。
 4 収支精算書には、「精算額」「増減」の欄を実績に基づき記入すること。
 5 補助金交付申請時は、補助金の交付先となる口座の通帳（表紙及び表紙中）のコピーを添付すること。
 6 収支精算書には、支出の状況を確認できる証拠書類の写しを添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩

平成28年度土産品開発支援事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け6次第 号により補助金交付決定があった標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により申請する。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

平成 年 月 日を以て本事業を中止（廃止）。

山形県知事 氏 名 殿

申請者住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩

平成28年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け6次第 号をもって額の確定の通知があった平成28年度土産品開発支援事業費補助金について、平成28年度土産品開発支援事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 山形県補助金等の適正化に関する規則第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

申請者住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩

平成28年度土産品開発支援事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け6次第 号にて交付決定の通知がありました、平成28年度土産品開発支援事業費補助金につきまして、下記の金額を概算払により交付されたく申請します。

記

交 付 決 定 額	円
既 受 領 額	円
今回概算払請求額	円

(概算払が必要な理由)

(振込先)

金融機関名： _____

支 店 名： _____

種 別： _____

名義人氏名： _____

参考様式1

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

平成28年度土産品開発支援事業費補助金交付申請書

平成28年度土産品開発支援事業費補助金について 円を交付されるよう、
山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添えて申請する。

参考様式2

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩

平成28年度土産品開発支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け6次第 号をもって交付の決定の通知があった平成28年度土産品開発支援事業費補助金について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。